

令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金 自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業第二次公募要領

令和7年7月
公益財団法人廃棄物・3R研究財団

公益財団法人廃棄物・3R研究財団（以下「財団」という。）では、環境省から令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金（自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業）の交付決定を受け、交付を受けた補助金を財源として、自動車における再生プラスチックの供給拡大のため、以下の2つの事業に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業を実施しています。

1. 再生材の品質保証のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入事業

再生プラスチックの品質を確保するため、リサイクル事業者に対して、再生材としての物性や懸念化学物質の含有量を把握するための分析装置を導入する事業。

2. プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入事業

使用済自動車に係る資源回収インセンティブ制度に参加する事業者に対して、使用済自動車由来のプラスチック回収量の拡大・輸送効率向上のため破碎設備を導入する事業。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意点は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には「自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業交付規程」（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

重要事項

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、財団としましては、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 本補助金の申請や使用は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、循環型社会形成推進事業費補助金（自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業）交付要綱（令和 7 年 3 月 28 日 環循総発第 2503288 号。以下「交付要綱」という。）及び自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業実施要領（令和 7 年 3 月 28 日 環循総発第 2503288 号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。
- 2 万が一、これらの規定が守られず、財団の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。（詳細は p12「6. 留意事項等」をご確認ください。）
- 3 応募の申請者が財団に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 4 財団から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません。事業開始は、交付決定日以降（交付決定日を含む。）となります。
- 5 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について財団の承認を受けなければなりません。なお、財団は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

- 6 事業完了後も、事業報告書の提出や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ財団に申請を行い、承認を受ける必要があります。これらの義務が十分果たされないときは、財団より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の取り消しや、それに伴う補助金の返還を命ずることもあります。
- 7 補助事業により導入した設備等は、補助対象事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものである必要があります。また、導入に関する各種法令を遵守する必要があります。
- 8 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施する場合があります。
- 9 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。また、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

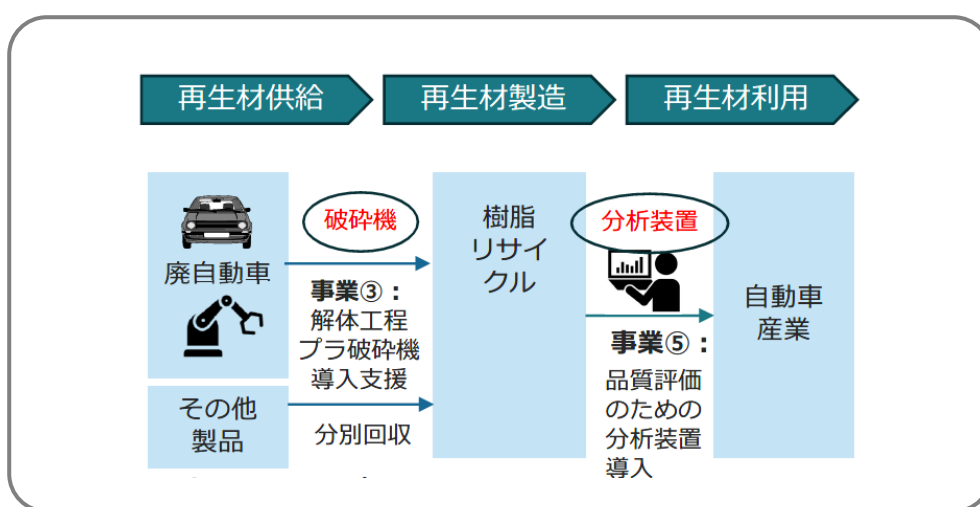
公募要領目次

1. 補助金の目的.....	5
2. 補助事業の概要	6
2.1 補助対象事業.....	6
2.2 補助の対象となる事業者	7
2.3 基本的要件	7
2.4 申請時の注意点.....	7
3. 応募方法	8
3.1 応募書類.....	8
3.2 応募書類の提出方法.....	10
4. 補助対象事業の選定.....	10
5. 問い合わせ先.....	11
6. 留意事項等	12
様式 1 応募申請書.....	16
様式 2 実施計画書（分析装置申請用）	17
実施計画書（破砕設備申請用）	22
様式 3 経費内訳（分析装置申請用）	27
経費内訳（破砕設備申請用）	28
様式 4 暴力団排除に関する誓約書	29

1. 補助金の目的

欧州の ELV 規則案などの国際的な変化に対応しながら、質の高い再生材の供給を拡大していくことは、我が国における循環経済への移行において重要な取り組みです。

本事業では、「再生材の品質保証のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入事業」及び「プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入事業」を支援することにより、再生プラスチックの質及び量の確保に貢献し、もって再生プラスチック市場の構築を図ることを目的としています。



図：自動車における再生材供給拡大に向けた事業イメージ

(出典：「自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業費」より一部抜粋)

(<https://www.env.go.jp/content/000279162.pdf>)

2. 補助事業の概要

2.1 補助対象事業

本補助事業は、今回の二次公募では以下の2つの事業が対象となります。

(1) 再生材の品質保証のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入事業

概要	再生プラスチックの品質を確保するため、リサイクル事業者に対して、再生材としての物性や懸念化学物質の含有量を把握するための分析装置の導入を支援。
対象事業者	自動車向けに再生プラスチック材の供給を行う事業者等 (※対象事業者の詳細はp7「2.2」をご参照ください。)
補助率	2分の1
補助事業期間	交付決定日以降から令和8年2月末* (原則として) (*試運転及び検収までを含む)
補助対象経費	事業を行うために直接必要な経費、設備費等 (分析装置、対象機器の制御盤及び対象機器間の配管・配線等、設備の運搬、据付け、試運転調整等)
※補助対象外の経費	既存施設の撤去・移設・廃棄費、予備品、本補助金への応募・申請等に係る経費

(2) プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入事業

概要	使用済自動車由来のプラスチック回収量の拡大・輸送効率向上のため破碎設備の導入を支援。
対象事業者	使用済自動車に係る資源回収インセンティブ制度に参加する解体業者等 (※対象事業者の詳細はp7「2.2」をご参照ください。) なお、資源回収インセンティブ制度につきましては、以下をご参照ください。 https://www.env.go.jp/recycle/car/page_01769.html
補助率	2分の1
補助事業期間	交付決定日以降から令和8年2月末* (原則として) (*試運転及び検収までを含む)
補助対象経費	事業を行うために直接必要な経費、設備費等 (破碎設備、対象機器の制御盤及び対象機器間の配管・配線等、設備の運搬・据付け、試運転調整等)
※補助対象外の経費	既存施設の撤去・移設・廃棄費、予備品、官公庁等への申請・届出に係る経費、本補助金への応募・申請等に係る経費

2.2 補助の対象となる事業者

本補助事業の対象者は、民間企業、個人または個人事業主、その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者であり、かつ、下記の要件に該当する事業者です。

(1) 再生材の品質保証のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入事業

自動車向けに再生プラスチック材の供給を行う事業者等で、すでに自動車メーカーへの供給実績のある事業者、または、新たに当該事業に参入しようとする事業者。

- ① 廃プラスチックから異物を除去しペレット（またはフレーク）を製造するリサイクラー。
- ② ペレットに添加剤等を混合し、メーカー向けに原材料を製造するコンパウンダー。

なお、導入する分析装置は自動車用途を前提としつつ、他用途との併用を妨げるものではありません。

(2) プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入事業

再生プラスチック原料となるバンパーや内装材等を回収し、破碎を行う解体業者等であり、下記の条件を満たす事業者。

- ① 使用済自動車に係る資源回収インセンティブ制度に参加予定の事業者。
- ② かつ、資源回収のコンソーシアムに加盟している事業者、若しくは加盟する予定の事業者。

2.3 基本的要件

本補助金の対象は、以下の要件に適合していることが求められます。

- 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。
- 暴力団排除に関する誓約事項（p29 様式4）に誓約できるものであること。

2.4 申請時の注意点

- 同一事業者が複数の事業所について応募申請を行う場合には、事業所単位で応募申請を行う必要があります。
- 応募時に、補助対象となる破碎設備若しくは分析装置の設置場所（事業所等所在地）が確定している必要があります。
- 補助対象設備の導入に関する計画が具体的に作成されている必要があります。
- 補助対象設備については、当該設備の製造者等において安全対策をとったものである必要があります。

- 設備の設置にあたって、それぞれの自治体における廃棄物処理法上の設置許可や騒音条例上の問題がないことの確認がとれている必要があります。

3. 応募方法

3.1 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、以下のとおりです。

申請書類の様式は、下記リンクの「自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業専用ページ」より、電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

■ 申請書類のダウンロード用 URL

https://www.jwrf.or.jp/individual/prj_001922.html

■ 応募書類（共通）

書類の種類	内容・添付書類・注意事項
応募申請書 【様式1（p16）】	—
実施計画書 【様式2】 (分析装置用: p 17) (破碎設備用: p 22)	実施計画書に以下の情報を入力していただき、下記の添付書類をご提出ください。 ・申請者の基本情報、担当者名 ・導入予定の設備・装置の概要 ・現在の状況（設備・装置導入前の状況） ・設備・装置導入の効果（見込み・予測） ・事業実施スケジュール※ （※内容の詳細については様式2をご参照ください。） [添付書類] ・事業所内における導入設備の配置計画図（PDF） ・導入予定の設備・装置のカタログ（PDF） ※事業実施スケジュールについては、補助対象設備の交付決定から製作、運搬、据付け、試運転調整、検収確認までの補助事業のスケジュールを記載してください。県・市などへの許可、届出等の項目は不要です。申請書の所定の欄に記入しにくい場合は別紙を添付していただいても大丈夫です。
経費内訳 【様式3】 (分析装置用: p 27) (破碎設備用: p 28)	事業の実施に要する経費の情報を入力していただき、金額の根拠がわかる書類を添付してください。 [添付書類] ・見積書又は計算書（PDF）
企業パンフレット等	業務内容等が分かる資料をご提出ください。 [提出書類]

	・企業パンフレット（PDF） ・定款（寄付行為）（PDF） ※申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本（いずれも発行後3ヶ月以内のもの）を提出すること。 ※認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款又は寄付行為の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。
経理状況説明書	〔提出書類〕 ・直近2決算期の貸借対照表（PDF） ・直近2決算期の損益計算書（PDF） ※応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出してください。ただし、申請者が個人企業の場合は、提出は不要です。 ※さらに、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出してください。ただし、この案が作成されていない場合には、提出は不要です。
認証取得状況	ISOの認証（ISO14001等）や、業務に関連する民間の認証等で取得しているものがあれば、認証の証明書の写しをご提出ください。
暴力団排除に関する誓約書 【様式4（p29）】	—

■ 応募書類（追加分）（破碎設備の申請を行う場合）

「プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入事業」に応募される場合は、上記の応募書類（共通）に追加して、以下の書類をご提出ください。

書類の種類	内容・添付書類・注意事項
契約書・提案書の写し	資源回収インセンティブ制度に参加していることや、コンソーシアムに加盟していることの証明として、下記の書類をご提出ください。 〔提出書類〕 ・「資源回収インセンティブ制度 審査申込書」の写し、 若しくは、提出予定の審査申込書の案（PDF）※1（申請時に必須） ・「コンソーシアム基本契約書」の写し（PDF）※2 ・ASRチームとの「インセンティブ契約書」の写し（PDF）※3 ※1:「資源回収インセンティブ制度 審査申込書」の写しは、補助金申請時に必ずご提出ください。もし、審査申込が済んでいない段階で補助金を申請される場合は、提出予定の審査申込書の案をご提出いただき、審査申込が済んだ段階で改めて正式な審査申込書の写しをご提出ください。 ※2: 補助金申請時に「コンソーシアム基本契約書」の締結が完了していない場合は、契約締結後に改めて写しをご提出ください。また、複数のコンソー

	シアムに所属している場合は、全ての契約書の写しをご提出ください。 ※3：補助金申請時に「インセンティブ契約」の締結が完了していない場合は、<u>契約締結後に改めて写しをご提出ください。契約締結に至らない場合は、補助金を返還していただきますのでご注意ください。</u>
自動車リサイクル法に基づく許可証の写し	自動車リサイクル法に基づく業許可の取得状況を確認させていただくため、該当する書類をご提出ください。 【提出書類】 ・解体業、若しくは破砕業の許可証の写し（PDF） ※解体業と破砕業の両方の許可を取得している場合は、両方の許可証の写しをご提出ください。

注）財団は、申請者から提出された各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用し、善良な管理者の注意をもって適切に管理致します。

3.2 応募書類の提出方法

申請書類一式（電子媒体）を、提出期限までに財団 HP の申請フォームより提出してください。（郵送や電子メールによる提出は受け付けません。）

【提出先】

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

「自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業」専用ページ

https://www.jwrf.or.jp/individual/prj_001922.html

【公募期間】

令和7年7月28日（月）～令和7年9月30日（火）

【提出期限】

令和7年9月30日（火）17時必着

※ 受付期間以降に財団に到着した書類のうち、遅延が財団の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

応募は順次受け付けるものとし、受付順から随時、審査～採択を行います。

（上記実施期間にも関わらず、今回の公募で予算額に達した場合、公募の受付を締め切ります）

なお、補助事業期間は交付決定日から令和8年2月末となりますので、破砕設備の納期を十分考慮の上、申請をお願いします。

4. 補助対象事業の選定

本補助事業では、一般公募を行い選定します。

財団において、対象事業の要件への適合状況や申請内容の妥当性を確認し、専門家の意見を踏まえたうえで選定します。各事業の選定のポイントは以下の通りです。

(1) 再生材の品質保証のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入事業

分析装置の導入により、これまで外部の分析機関に依頼していた再生材の物性や懸念化学物質等の分析作業を内製化することで、分析頻度が向上し、再生材の品質の安定化や品質の向上が期待されること。

(2) プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入事業

- ・ 破碎設備の導入により、使用済自動車からの再生プラスチックの回収量拡大が見込めること。
- ・ 破碎設備の導入により、使用済自動車から回収された再生プラスチックの運搬効率が向上し、運搬コストの削減が見込めること。

※ 対象事業の基本的要件に適合しない提案については審査を行わないものとします。

※ また、対象事業の基本的要件及び対象事業の要件に適合する提案であっても、応募内容によっては、補助額の減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。

※ 審査結果に関するお問い合わせ等は対応致しかねます。

5. 問い合わせ先

本補助事業に関するお問い合わせは、FAQを参照した上で、なお、不明な点がございましたら下記までご連絡ください。なお、問い合わせ内容を正確に把握するため、極力、電子メールをご利用ください。その際、メール件名を「自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業補助金に関する問い合わせ」としてください。

<問い合わせ先>

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

〒130-0026

東京都墨田区両国 3-25-5 JEI 両国ビル 8 階

担当： 松野、大塚、玉谷、井上

TEL：03-6659-5507

E-mail：shigenjyunkan-1@jwrf.or.jp

6. 留意事項等

6.1 基本的な事項について

本補助金の交付については、財団が環境省から交付を受けた補助金の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。（採択後の補助事業実施手続きは、交付規程に従い行ってください。）

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

また、応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

6.2 本補助金交付の手続き等における留意事項等について

(1) 交付申請

財団から採択する旨の通知を受領した事業者には、補助金の交付申請書（交付規程様式1（第5条関係））を提出していただきます。

その際、補助金の対象となる費用は、原則として、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものに限ります。

(2) 交付決定

財団は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

ア 申請に係る補助事業の全体計画（事業実施のスケジュール等）が整っており、準備が確実に行われていること。

イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(3) 補助事業の開始

補助対象事業者は、財団からの交付決定を受けた後に、補助事業を開始することとなります（なお、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください。）。

補助対象事業者が補助対象設備の導入等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）は、次のとおりです。

ア 契約・発注日は、財団の交付決定日以降であること。

イ 補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。（競争入札若しくは原則三者以上による競争[見積仕様以上の性能が確保できることを前提とし、価格が安価である者を選定すること。]）

(4) 補助金の支払い

補助対象事業者は、財団から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、財団から補助金を支払います。

(5) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。また、これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(6) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受ける必要があります。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、取得財産等には、「自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業」である旨を明示しなければなりません。

(7) 補助対象経費について

補助対象経費のうち事業を行うために必要な設備費についての詳細は、p6「2.1 補助対象事業」の表に記載する「補助対象経費」の範囲となります。また、上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

(8) 完了実績報告書

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了（検収確認）後30日以内又は3月10日のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書（交付規程様式12（第11条関係））を財団あてに提出していただきます。

財団は、補助対象事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等（動画やリモートでの確認も含む）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助対象事業者に交付額の確定通知をします。

ア 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助対象事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助対象事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助対象事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。（※補助対象事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。）

- イ 完了実績報告書には交付規程に定めた書類を添付する必要があります。
- ウ この添付資料のうち、領収書等（当該補助対象設備の調達事業者への支払いを証明する書類）については、補助対象事業者に対して補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含みます。この場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助対象事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を財団に提出することとします。
- エ その他の添付資料として、以下の資料を添付する必要があります。

① 再生材の品質評価のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入事業

再生プラスチックの分析データ

（当該分析装置による自動車向け再生プラスチックの分析結果）

② プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入事業

試運転調整時における検査データ

（時間当たり処理量、実消費電力量、その他必要と思われるデータ）

(9) 事業報告書の作成及び提出

補助対象事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の1年間の期間について、年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）についての事業報告書を環境大臣に提出するものとします。

事業報告書には、以下の情報を記載する必要があります。

① 再生材の品質評価のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入事業

- ・分析装置の使用状況
- ・分析業務の内製化の状況（分析項目、分析頻度）
- ・分析業務の内製化による外注費用の削減効果（初年度）
- ・自動車向けの再生プラスチックの供給先、等

② プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入事業

- ・破碎設備の使用状況
- ・再生プラスチック原料の回収量、供給量の変化
- ・再生プラスチック原料の輸送効率の変化
- ・自動車向けの再生プラスチック原料の供給先、等

(10) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

6.3 維持管理

補助事業により導入した設備等は、補助対象事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものである必要があります。また、導入に関する各種法令を遵守する必要があります。

6.4 圧縮記帳の適用

本補助金は、法人税法第 42 条第 1 項及び所得税法第 42 条第 1 項の「国庫補助金等」に該当するため、補助対象事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第 42 条）の適用を、また、個人の場合は、国庫補助金等の総収入金額不算入の規定（所得税法第 42 条）の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

【様式1】

令和 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理事長 梶原 成元 殿

住 所
法 人 名
代 表 名

自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業補助金 応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 実施計画書（様式2）及び別添資料
2. 経費内訳（様式3）及び別添資料
3. 暴力団排除に関する誓約書（様式4）
4. 業務概要及び定款又は寄付行為
5. 経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）
6. その他参考資料

（担当者欄）

所属部署名：

役職名：

氏 名：

T E L：

F A X：

E-mail：

実施計画書（分析装置申請用）

1. 基本情報

個人または法人名			
事業実施代表者	氏 名 役 職 所在地 TELE-mail		
事業実施担当者	氏 名 役 職 所在地 TELE-mail		
経理責任者	氏 名 役 職 所在地 TELE-mail		
装置を導入する予定の 事業所名、所在地 ^{※1}	事業所名		
	所在地		
認証取得状況 ^{※2}	認証の種類		登録番号
	☐	ISO9001	
	☐	ISO14001、若しくはエコアクション 21	
	☐	その他（ ）	

※1：実際に補助事業を行う場所の事業所名、住所を記入し、事業所内における導入設備の配置計画図を添付してください。

※2：取得されている認証があれば☒を入れて、登録番号を記載してください。また、各認証の証明書の写しを添付してください。
リサイクル業務に関する民間の認証等については、「その他」の欄にご記入ください。

2. 導入を希望している分析装置

【導入希望装置】 第一希望	分析項目	
	分析装置の種類	
	装置のメーカー	
	装置名称	
	型番	
	金額	

【導入希望装置】 第二希望	分析項目	
	分析装置の種類	
	装置のメーカー	
	装置名称	
	型番	
	金額	
【導入希望装置】 第三希望	分析項目	
	分析装置の種類	
	装置のメーカー	
	装置名称	
	型番	
	金額	
【導入希望装置】 第四希望	分析項目	
	分析装置の種類	
	装置のメーカー	
	装置名称	
	型番	
	金額	
【導入希望装置】 第五希望	分析項目	
	分析装置の種類	
	装置のメーカー	
	装置名称	
	型番	
	金額	

※ 導入希望の分析装置の情報を記入し、カタログおよび見積書を添付してください。

導入希望の分析装置が6つ以上ある場合は、記入用の枠をコピーして記載してください。

※ 今回の補助事業では、新規の分析装置の導入だけでなく、既存の設備の更新等を行う場合も補助対象となります。

※ 物性測定用の万能試験機の導入に合わせて、試験片作製用の金型や成型機の導入を希望される場合も、補助対象となるケースがありますので、金型や成型機の分を含めた金額を記載いただき、見積書を添付してください。

※ 今回の補助事業では、1社あたりの申請の上限金額の目安は、**約5,000万円/社（補助率：1/2、補助金額上限目安：2,500万円/社）**となっております。複数の分析装置をご希望の場合は、上限金額の目安を参考にいただき、ご記入ください。

※ ただし、全体の申請件数や申請内容の状況等により、申請いただいた分析装置全ての分を補助できないケースもございます。そのため、複数の分析装置を希望される場合は、**希望度の高いもの・優先度の高いものから順に記載してください。**

3. 再生プラスチックの供給状況

(1) 自動車メーカー等との取引実績

自動車メーカー等※との取引実績	☐	取引実績あり
	☐	取引実績なし

※ 自動車メーカー等：完成車メーカー（OEM）、Tier1 等の企業

(2) 再生材供給状況（実績）

再生プラスチックの供給実績 *直近の年度の供給実績をご記入ください。	●● t/年（20XX 年度）	
うち、自動車向けの供給実績 *直近年度の自動車向け供給量をご記入ください。	●● t/年（20XX 年度）	
再生プラスチックの供給先/業種別の取引状況 *再生プラスチックの供給実績のある業種に ☑をつけてください。	☐	自動車メーカー
	☐	家電メーカー
	☐	事務機器メーカー
	☐	食品・飲料メーカー
	☐	衣料品メーカー
	☐	日用品メーカー
	☐	その他（ ）
供給実績のある樹脂の種類：		
再生プラスチックの売却先の社数	●●社/年（20XX 年度）	
うち、自動車向けの売却先の社数 *直近年度の自動車向け供給量をご記入ください。	●●社/年（20XX 年度）	
再生プラスチックの売却先・主要取引先（社名） *再生材の売却先について、上位5社の社名をご記入ください。 *自動車メーカー等との取引がある場合は、自動車メーカー等の 主要取引先についてご記入ください。		

4. 事業の実施体制

再生プラスチックの品質管理担当者・ 分析担当者数（うち、専任担当者数）	担当者数：●人 （うち、専任担当者数：●人）	
再生プラスチックの品質管理担当者・ 分析専門の担当者の教育体制	☐	社内の教育体制あり
	☐	社内の教育体制なし
	☐	外部の研修制度等の利用実績や予定あり （具体名称； ）
分析装置の設置場所	☐	分析室あり
	☐	分析室なし
実施体制に係る今後の予定 *将来的に「専任の分析担当者を増やす予定がある」、「教育制度を充実させる予定がある」、「分析室を新たに確保する予定がある」などの計画がありましたら、右欄にご記入ください。		

5. 再生プラスチックの分析の状況

現在自社で行っている分析の項目 *取引先に供給する再生プラスチックの品質管理のため、従来から自社で分析を行っている場合は、該当する分析項目を選択していただき、おおまかな分析頻度をご記入ください。 *分析頻度については、1回/日、1回/週、1回/月、ロット毎など、現在自社で行っている分析の頻度をご記入ください。	分析項目		分析頻度	
☐	純度			
☐	塩素濃度			
☐	比重			
☐	引張降伏強さ			
☐	引張弾性率			
☐	引張破断伸び			
☐	曲げ弾性率			
☐	曲げ強さ			
☐	シャルピー衝撃値			
☐	荷重たわみ温度			
☐	MFR			
☐	線膨張係数			
☐	成形収縮率			
☐	促進耐候性、促進耐光性			
☐	有害物質（重金属、PBB、PBDE等）			
☐	有害物質（DEHP、DBP、BBP、DIBP）			
☐	有害物質（VOC）			
☐	その他（ ）			
☐	その他（ ）			
☐	その他（ ）			
外部の分析機関に依頼している分析の項目 *取引先に供給する再生プラスチックの品質管理のため、外部の分析機関に依頼している分析項目を選択していただき、分析頻度、およびその分析にかかっている費用の概算を記入してください。	分析項目		分析頻度	分析費用
☐	純度			●●万円/年
☐	塩素濃度			
☐	比重			
☐	引張降伏強さ			
☐	引張弾性率			
☐	引張破断伸び			
☐	曲げ弾性率			
☐	曲げ強さ			
☐	シャルピー衝撃値			
☐	荷重たわみ温度			
☐	MFR			
☐	線膨張係数			
☐	成形収縮率			
☐	促進耐候性、促進耐光性			
☐	有害物質（重金属、PBB、PBDE等）			
☐	有害物質（DEHP、DBP、BBP、DIBP）			
☐	有害物質（VOC）			
☐	その他（ ）			
☐	その他（ ）			
☐	その他（ ）			

6. 分析装置の導入により期待される効果

分析装置の導入により期待される効果について、該当するものをお選びください。

分析装置の導入により 期待される効果 (見込み)	品質管理	☐	自社分析項目の拡大による再生材の品質管理レベルの向上 ^{※1} 【従来：●●項目 → 導入後：●●項目】
		☐	分析頻度の向上による再生材の品質管理レベルの向上
		☐	再プラスチックの品質の向上、安定化
	供給量	☐	自動車向けの再生プラスチック供給量の拡大 ^{※2}
		コスト	☐
	コスト		☐
		その他	☐

※1：「自社分析項目の拡大」を選択いただいた場合は、分析項目数の変化をご記入ください。

※2：「自動車向け再生プラスチック供給量の拡大」を選択いただいた場合は、下記に詳細をご記入ください。

※3：「分析業務の内製化による外注費用の削減効果」を選択いただいた場合は、外注費用の削減効果（概算）をご記入ください。

本補助事業により分析装置を導入した後の、自動車向け再生材の供給量拡大の見込についてご記入ください。

分析装置導入後の自動車向け再生材供給量 *自動車向けの再生材供給量の拡大が見込まれる場合は、 見込供給量ご記入ください。	●● t/年（見込み）
自動車向けの売却先の社数 ^{※4} *自動車向けの売却先の社数の増大が見込まれる場合は、 予定の社数ご記入ください。	●●社/年（見込み）
自動車メーカー等の新規取引先（社名） ^{※4} *自動車関係の新規取引予定先がある場合は、ご記入ください。	

※4：「3.再生プラスチックの供給状況（2）」でご記入いただいた既存の取引先社数や取引先名から大きく変更がない場合は、ご記入いただく必要はありません。

7. 事業実施のスケジュール

事業実施のスケジュール *補助対象設備の交付決定から発注、運搬、据付け、試運転調整、検収確認までの補助事業のスケジュールを記載してください。この欄に記入しにくい場合は、別紙を添付する形で構いません。	
--	--

以上

実施計画書（破碎設備申請用）

1. 基本情報

個人または法人名			
事業実施代表者	氏 名 役 職 所在地 TEL E-mail		
事業実施担当者	氏 名 役 職 所在地 TEL E-mail		
経理責任者	氏 名 役 職 所在地 TEL E-mail		
設備を導入する予定の 事業所名、所在地※1,※2	事業所名		
	所在地		
自動車リサイクル法に基 づく許可の取得状況（必 須）※3	許可の種類		許可自治体
	☐ 解体業許可		
	☐ 破碎業許可		
環境マネジメントシステ ム（EMS）の認証取得状 況※4	認証の種類		登録番号
	☐ ISO14001		
	☐ エコアクション 21		

※1：実際に補助事業を行う場所の事業所名、住所を記入し、事業所内における導入設備の配置計画図を添付してください。

※2：設備を導入する予定の事業所が複数ある場合は、別紙で事業所名と所在地のリストをご提出いただき、事業所毎の配置計画図を添付してください。

※3：上記事業所の自治体での許可取得状況をご記入頂き、許可証の写しを添付してください。

※4：環境マネジメントシステムの認証を取得されている場合は、登録番号を記載し、認証の証明書の写しを添付してください。

2. 資源回収インセンティブ制度に係るコンソーシアムの組成状況

資源回収インセンティブ制度の審査申込状況・コンソーシアム組成状況	「資源回収インセンティブ制度_審査申込書」の提出状況※1	☐	審査申込書 提出済み (提出日：●●年●月●日)
		☐	審査申込書 作成中
	コンソーシアム基本契約の締結状況※2	☐	契約書 締結済み
		☐	準備中
	インセンティブ契約の締結状況※2	☐	契約書 締結済み
		☐	準備中

※1：提出済みの「資源回収インセンティブ制度_審査申込書」の写しを添付してください。(申請時に必須)

補助金申請時に「インセンティブ制度_審査申込書」の提出が済んでいない場合は、提出予定の審査申込書の案を添付して頂き、正式に提出した後に改めて審査申込書の写しをご提出ください。

※2：「コンソーシアム基本契約書」や「インセンティブ契約書」について、締結済みの場合は契約書の写しを添付してください。補助金申請時に契約締結が完了していない場合は、契約締結後に改めて写しをご提出ください。

3. 導入を希望している設備

破砕設備①※1	破砕対象物	☐	バンパー		
		☐	内装材		
		☐	その他 ()		
	設備のメーカー				
	設備名称・型番				
	処理能力 ●● t/h (稼働時間：● h/d、処理能力：● t/日)				
破砕設備②※1	破砕対象物	☐	バンパー		
		☐	内装材		
		☐	その他 ()		
	設備のメーカー				
	設備名称・型番				
	処理能力 ●● t/h (稼働時間：● h/d、処理能力：● t/日)				
破砕後の処理フロー※2,※3	☐	破砕後、そのままの状態売却する予定。			
	☐	破砕後、更に自社で追加の処理を行う予定。(以下に記入ください)			
		☐	洗浄	☐	本補助事業での申請を希望する
		☐	比重選別・浮沈選別	☐	本補助事業での申請を希望する
		☐	脱水・乾燥	☐	本補助事業での申請を希望する
		☐	磁選機・金属探知機	☐	本補助事業での申請を希望する
	☐	その他 ()	☐	本補助事業での申請を希望する	
納期※4		発注後、●●か月(予定)			

※1：導入予定の破砕設備の情報を記入し、カタログおよび見積書を添付してください。

導入予定の破砕設備が3つ以上ある場合は、記入用の枠をコピーして記載してください。

※2：再生プラスチック原料の品質向上のため、破砕処理後、自社工場で更に洗浄や比重選別等の追加の処理が行われる場合は、該当する処理方法の欄にチェックを入れて下さい。

※3：再生プラスチック原料の品質向上のため、破砕処理後の一体的なプロセスとして洗浄や比重選別等の工程を新たに追加する場合、本補助金の補助対象となる可能性があります。破砕処理後の工程についても補助金の申請を希望される場合は、当該処理方法欄の「本補助事業での申請を希望する」にチェックをつけて頂き、全体の処理フロー図と各

設備のカタログ・見積書をあわせて添付してください。

(既に導入されている設備や発注済みの設備は、補助の対象外となります。)

※4：導入を希望する設備について、発注から設置までの納期の見込みをご記入ください。

(本補助金を活用していただく場合、2026年の2月までに設置、試運転、検収までを完了する必要があります。)

4. 使用済自動車からの再生プラスチックの回収状況等

(1) 使用済自動車の受入状況

年間の使用済自動車受入台数※	☐	解体	●●台/年 (20XX年)
	☐	破碎	●●台/年 (20XX年)

※：直近年度の使用済自動車の受入台数の実績をご記入ください。

(2) 自動車メーカー等への再生プラスチック原料の供給実績

自動車メーカー等※1への再生プラスチック原料の供給実績	☐	供給実績あり※2 (売却先：)
	☐	実証事業等の実績あり※2 (実証事業の実施年度：) (共同実施者：)
	☐	供給実績なし 資源回収インセンティブ制度の開始に合わせて新たに取組む予定

※1：自動車メーカー等：完成車メーカー、Tier1等、自動車向けに供給を行うコンパウンダーや商社等の企業

※2：資源回収インセンティブ制度に先行して、既に使用済自動車からの再生プラスチック原料の回収および自動車メーカー等への再生プラスチック原料の供給実績がある場合、あるいは実証事業等の実績がある場合は、その内容をご記入ください。

(3) 再生プラスチック原料の回収量・自動車向け供給量

使用済自動車からの再生プラスチック原料の回収量・自動車向け供給量	これまでの再生プラスチック原料の回収量実績※1		●●t/年（20XX 年）
		うち、自動車向け供給実績※1	●●t/年（20XX 年）
	破砕設備導入後の再生プラスチック原料の予定回収量※2		●●t/年（予定）
		うち、自動車向け供給予定量※2	●●t/年（予定）※
	破砕設備導入後の自動車向け供給量の見込増加量		●●t/年（予定）
再生プラスチック原料の売却先社名※3			

※1：既に、使用済自動車から再生プラスチック原料を回収している、あるいは自動車向けに供給している実績がある場合は、年間の実績をご記入ください。(実績がない場合は、0t/年とご記入ください。)

※2：本補助事業により破碎機を導入し、資源回収インセンティブ制度へ参画した後の、使用済自動車からの再生プラスチック原料の回収量の見込みや自動車向け供給量の見込みをご記入ください。

※3：自社で破碎した後の再生プラスチック原料の売却先、若しくは売却予定先の社名をご記入ください。(コンソーシアム契約を締結する予定の売却先の社名を記入してください。)

5. 事業の実施体制

バンパーや内装材に付着している PP 以外の異物※の除去方法	☐	手作業のみによる除去 (従業員の当該業務への習熟状況)
	☐	以前から当該業務の実績があり、十分に習熟している。
	☐	異物を除去するためのマニュアル等を社内でも共有している。
	☐	今後、制度の開始に合わせて新たに取り組む予定。
	☐	機械選別のみにによる除去
	☐	手作業および機械選別の組み合わせによる除去
	☐	自社では異物の除去は行わず、コンソーシアム内の他の事業者にて異物の除去を行う予定。
異物※の除去を行うための作業場所の確保	☐	確保できている
	☐	未定・確保できていない
破碎前・破碎後の再生プラスチック原料の保管場所の確保	☐	確保できている
	☐	未定・確保できていない
実施体制に係る今後の予定 ※将来的に「使用済自動車からの再生プラスチック原料回収のため、新たに従業員の教育を行う予定がある」、「破碎後の再生プラスチック原料の保管場所を新たに確保する予定がある」などの計画がありましたら、右欄にご記入ください。		

※：ビス等の金属、PP 以外の樹脂等

6. 輸送効率について

破碎設備導入後の再生プラスチック原料の自動車向け供給予定量		●●t/年 (予定) ※
再生プラスチック原料を未破碎で運搬する場合の運搬費	未破碎で輸送する場合の積載量 (車両の種類) ※	●●t/台 (●t 車)
	運搬回数 (車両の種類)	●●台/年 (●t 車)
	車両 1 台あたりの運搬費 (車両の種類)	●●万円/台 (●t 車)
	年間の運搬費の合計 (A)	●●●●万円/年
破碎設備導入後の運搬費	破碎して輸送する場合の積載量 (車両の種類) ※	●●t/台 (●t 車)
	運搬回数 (車両の種類)	●●台/年 (●t 車)
	車両 1 台あたりの運搬費 (車両の種類)	●●万円/台 (●t 車)
	年間の運搬費の合計 (B)	●●●●万円/年
破碎設備の導入による運搬費の削減見込み額 (B-A)		-●●●●万円/年

※：これまでの事業や実証等で、未破碎状態での積載量や破碎後の積載量が判明している場合は、その数値をご記入ください。
実績がない場合は、おおよその見込みの量をご記入ください。

7. 破砕設備の導入により期待される効果

破砕設備の導入により期待される効果について、該当するものをお選びください。

破砕設備の導入により期待される効果	☐	自動車向け再生プラスチック原料の供給量の増加
	☐	再生プラスチック原料の輸送効率の向上
	☐	再生プラスチック原料の売却費の増加、および ASR の処理費の削減
	☐	その他（ ）

8. 事業実施のスケジュール

事業実施のスケジュール *補助対象設備の交付決定から発注、運搬、据付け、試運転調整、検収確認までの補助事業のスケジュールを記載してください。この欄に記入しにくい場合は、別紙を添付する形で構いません。	交付決定	(仮に 2025 年 9 月頭頃とした場合)
	発注	20XX 年●月頃
	運搬・据え付け	20XX 年●月頃
	試運転・調整	20XX 年●月頃
	検収確認	20XX 年●月頃
	完了実施報告書提出	(2026 年 2 月末)

【廃掃法・廃棄物処理関係条例上の手続きの必要性の有無・スケジュール】

(処理施設設置許可、処理業許可等)

自治体（都道府県・政令市）への相談・確認状況	自治体名	
	相談・確認状況	☐ 事前に相談・確認を行っている ☐ 本事業の検討にあたっては特に確認していない
廃掃法や条例上の 手続きの必要性	☐	手続きの必要性あり （手続きの内容： ）
	☐	手続きの必要性なし
(手続きが必要な場合) 手続きにかかる期間	手続きにかかる期間	●●か月
	手続き完了予定時期	●●年●●月頃

【騒音規制法・振動規制法関係の手続きの必要性の有無・スケジュール】

自治体（市町村）への 相談・確認状況	自治体名	
	相談・確認状況	☐ 事前に相談・確認を行っている ☐ 本事業の検討にあたっては特に確認していない
騒音規制法・振動規制法 上の手続きの必要性	☐	手続きの必要性あり （手続きの内容： ）
	☐	手続きの必要性なし
(手続きが必要な場合) 手続きにかかる期間	手続きにかかる期間	●●か月
	手続き完了予定時期	●●年●●月頃

以上

経費内訳（分析装置申請用）

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)－(2)	(4)補助対象経費支出 予定額	
	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)×1/2 (千円未満切り捨て)	
	一円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金 額	積 算 内 訳		
(記載例) 設備費		〇〇〇円	1. 機器費 ・分析装置 〇〇〇円 ・制御盤及び配管・配線等 〇〇〇円 (積算内訳は、別紙のとおり) 2. 運搬費 〇〇〇円 (積算内訳は、別紙のとおり) 3. 据付け費 〇〇〇円 (積算内訳は、別紙のとおり) 4. 試運転調整費 〇〇〇円 (積算内訳は、別紙のとおり) 合計 〇〇〇円		
合 計		〇〇〇円			
購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）					
名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入予定時期
		〇台	〇〇円	〇〇〇円	

注1 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

注2 消費税は原則として含めません。

経費内訳（破碎設備申請用）

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)－(2)	(4)補助対象経費支出 予定額
	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)×1/2 (千円未満切り捨て)
	一円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳
(記載例) 設備費	〇〇〇円	1. 機器費 ・破碎機 〇〇〇円 ・制御盤及び配管・配線等 〇〇〇円 (積算内訳は、別紙のとおり) 2. 運搬費 〇〇〇円 (積算内訳は、別紙のとおり) 3. 据付け費 〇〇〇円 (積算内訳は、別紙のとおり) 4. 試運転調整費 〇〇〇円 (積算内訳は、別紙のとおり) 合計 〇〇〇円
合 計	〇〇〇円	

購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）

名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入予定時期
		〇台	〇〇円	〇〇〇円	

注1 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

注2 消費税は原則として含めません。

注3 運搬費、据付け費及び試運転調整費は、補助対象設備を設置するために必要最低限の経費とすること。

暴力団排除に関する誓約書

当社（法人である場合は当法人）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1）法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

住 所
法 人 名
代 表 名